

23 契 第 154 号
平成23年 5月 13日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 菅家 一郎
(公印省略)

工事の最低制限価格等の算定基準の一部改正について(通知)

このことについて、本年4月より、国において、下記のとおり工事の低入札価格調査の調査基準価格の算定基準が改められました。

このため、国の当該基準を基本とする本市の工事の低入札価格調査の調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を一部改めましたので、お知らせします。(算定方法は非公表。)

なお、改正後の基準については、平成23年5月16日以後に入札公告及び指名通知を行う入札より適用いたします。

記

1 国の工事の低入札価格調査の調査基準価格の算定基準の改正内容

国において、工事の低入札価格調査の調査基準価格の算定における「現場管理費」の基準(算入割合)が「70%」から「80%」に改められました。

※国の低入札価格調査の調査基準価格の算定基準における各費目の算入割合
(本年4月～)

- ・直接工事費の額×95%
- ・共通仮設費の額×90%
- ・現場管理費の額×80%
- ・一般管理費の額×30%

事務担当

契約検査課入札契約グループ
電話 0242-39-1217